

優等卒業生表彰規程

(平成 23 年 6 月 8 日理事会決定)

(平成 24 年 3 月 24 日理事会決定)

(平成 29 年 11 月 22 日理事会決定)

1. 目的

この表彰は、公益目的事業の一環として、柔道整復師養成施設において在学中に勉学に邁進して優れた成績を収めた者について、その功績を讃えることにより、学生の士気高揚を図るとともに、学術振興や医療技術の向上に繋げ、質の高い柔道整復師の育成に寄与することを目的とする。

2. 表彰対象について

- (1) 優等卒業生表彰対象の候補は、次に掲げる事項を満たした者とする。
 - ① 柔道整復師養成施設において、精勤にして成績優秀な者。
 - ② 柔道整復の現状や問題点、医療人としてのモラル等、柔道整復師を目指す学生として、高い認識を有する者。
- (2) 優等卒業生表彰対象の候補は、一校 1 名とする。

3. 候補について

- (1) 優等卒業生表彰対象の候補は、柔道整復師養成施設により推薦された者とする。
- (2) 推薦に際しては、指定された申請書類を所定の様式に従って作成し、提出すること。

4. 選考について

- (1) 選考委員会は、外部の専門家を交えた委員を組織する。
- (2) 選考委員会における選考にあたっては、参考となる客観的資料の提出を求める場合がある。

5. 受賞者の決定について

- (1) 受賞者は、選考委員会における審査結果を尊重して、理事会が決定する。
- (2) 受賞者の承諾を得た上、本会のホームページ及び広報誌で公表する。
- (3) 受賞者に対して、当該表彰に係る金銭的な負担は一切ない。

6. この規程に定めのない事項については、日整理事会の議決による。